

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成28年12月16日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 今田委員 間野委員 西川委員 長島委員 宮内委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 28 年 12 月 16 日（金）午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の設置について
桜岡小学校の交通事故後の心のケア等について

3 請願等審査

受理番号 24 肢体不自由特別支援学校再編整備計画に関する要望書

4 審議案件

教委第 55 号議案 横浜市立図書館規則の一部改正について

教委第 56 号議案 横浜市立小学校における樹木の枝落下による物損事故に係る損害賠償額の
決定に関する意見の申出について

教委第 57 号議案 いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態への対処について

教委第 58 号議案 教職員の人事について

教委第 59 号議案 教職員の人事について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

岡田教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。
はじめに、会議録の承認を行います。11月18日の会議録の署名者は間野委員と西川委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、前回12月5日の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 12/6 本会議（第2日）議案上程・質疑・付託
- 12/9 本会議（第3日）一般質問
- 12/12 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、12月6日に本会議第2日目が開催され、議案上程、質疑、付託が行われました。また、12月9日には本会議第3日目が開催され、一般質問が行われました。

12月12日には、こども青少年・教育委員会が開催され、教育委員会関係の審査が行われました。議案として、市第84号議案「横浜市立学校条例の一部改正」について審査が行われたほか、5件の請願・陳情の審査が行われました。

また報告事項として、6件の報告が行われました。報告させていただきました内容としましては、「ハマ弁（横浜型配達弁当）を活用した昼食の用意が困難な生徒への支援制度について」、「指定廃棄物等の学校外保管に向けた取り組み状況について」、「いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る重大事態の調査結果と再発防止の取り組みについて」、「桜岡小学校の交通事故への対応について」ほか2件でございます。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の設置について
- 桜岡小学校の交通事故後の心のケア等について

次に、市教委関係の主な会議等でございますが、前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告事項はございません。

また、報告事項といたしまして、「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の設置について」及び「桜岡小学校の交通事故後の心のケア等について」、それぞれこの後、所管課から報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等がございますでしょうか。
特に御質問がなければ、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の設置について、所管課から御報告いたします。

古橋総務課長

総務課長の古橋でございます。それでは、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の設置について、御報告させていただきます。お配りしております「重大事態に関する再発防止検討委員会の設置について」という資料を御覧ください。

1番目の目的にも掲載しておりますが、今回のいじめ重大事態に関する第三者委員会からの調査報告書を受けまして、なぜ教育委員会や学校で十分な対応を行うことができなかつたかを検証し、どうすれば適切な対応が行えたのかという再発防止策を検討するため、再発防止検討委員会を設置いたしました。昨日、12月15日、第1回検討委員会を開催いたしました。

こちらの検討会の組織等についてですが、2の「再発防止検討委員会の設置」を御覧ください。再発防止検討委員会は、教育次長を委員長とし、教育委員会事務局の部・課長級及び関係区局の局長・部長級の職員により組織しております。

岡田教育長

今、局長級と言われましたが、部長級ですよ。

古橋総務課長

一部、局長級も入っております。

また、迅速な検討を行うため、再発防止検討委員会のもとにプロジェクトを設置しております。

これらの組織体制により、再発防止検討委員会がまとめる再発防止策の案について、3に「外部委員等からの意見聴取」を記載させていただいておりますが、県、国、弁護士などの外部委員に評価を依頼いたしまして、意見を聴取いたします。また、横浜市いじめ問題専門委員会に再発防止策の案を提示いたしまして、意見を聴取いたします。

その後、まとめられました再発防止策の案について、市会常任委員会で説明し、御議論いただくとともに、案を公表いたします。

そして、市会常任委員会での意見等を踏まえまして、再発防止策の案について、市長が主宰いたします総合教育会議において、市長、教育長、教育委員の皆様にご議論いただきまして、再発防止策として策定していきたいと考えております。

これらの組織体制につきましては、1ページ目、資料の下段に概念図を記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、メンバーにつきましては、次のページ、裏面に記載しておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見等がございましたら、お願いいたします。

宮内委員

今回の事件を契機に、いじめ再発防止というのを、教育現場、委員会を挙げて取り組むということは是非真摯にやるべきと考えておりますし、是非やってもらいたいと思っております。そこで、留意していただきたいのは、形式的な議論は

もうたくさんであるということです。やはり、形、レポートシステム、ガバナンスの体制などということよりも、むしろ組織風土の問題ではないのかと私は考えております。現場の先生方、例えば、担任が副校長に話をしにくかったのではないかと、もしくは副校長が校長に話をしにくくはなかったのかとか、学校教育事務所の対応が冷ややかではなかったかとか、現場の生の声、現場の皆さんがおっしゃらなかったようなことをできるだけ汲み上げて、そして体制の改革というよりも、風土の改革を目指す、良い契機にさせていただきたいと思っております。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。

今田委員 今、宮内さんが言われたとおりのことを、本当に良い意味で原点に返って議論していただきたいと思えます。

それから、今回、方面別学校教育事務所の話がいろいろと議論になっていますが、500校近い学校がある中で、しっかり機能できるものを作ろうということをおっしゃっては言い出し、そして平成22年に発足して、それから6年近くたちました。もう一度、その機能のありようというものを謙虚に、この事件が起きる前に、既にそういうプロジェクトをやっていたということが確かあったと思えますけれども、これを機にもう一度、本質的なことが議論されるように、しっかりと意見交換をして、実行に移すように頑張っていくような、真剣な議論をしてほしいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

岡田教育長 ほかにいかがですか。

長島委員 今、宮内委員からもありました組織風土と言いますか、人が人を教えていく環境の中で、人同士、大人同士がお互いにコミュニケーションが取れていなかったことが1つの原因だったのだろうと考えています。それには、学校全体であるとか、組織全体が風通しの良い、要するにお互いの良いところ、できることを理解し合えるような環境がやはり少し欠けてしまっていたのだろうと思えます。その辺をしっかりと検証できるような検討がなされることを強く望んでいますし、それが子供たちに返っていくわけですから、どうかその辺をしっかりと進めていただけるようにお願いしたいと思えます。

岡田教育長 どうぞ。

西川委員 今回の件を元にしまして、教育委員会として、学校として、というお話がありますが、各学校で、特に中学校で以前大変な時代に起こっていたようなことが低年齢化している部分もあろうかと思えます。ですから、小学校の先生方のとらえ方も、もう少し謙虚に受けとめなければいけなかったのではないかとこの点もあるのですが、委員会としまして、本当にここまでやるかというぐらいのいろいろな対策を学校におろして、こういうときにはこういう対策をとるという資料がかなり詳しく出ていると思っております。そして、児童支援専任につきましても、全校配置ということにつきましても、すごいことだと思っております。

それから、今、今田委員からありましたが、4事務所のことにつきましても、きめ細やかな指導をするということで、それぞれができていると思うのですけれども、それがうまく機能できていたかという、例えば委員会から出た資料をどのようにして学校で活用するかとか、自分の学校は問題ないのではなくて、どうやってその辺を細かく先生方と共有していくかとか、そういうお互いの連携が希薄

になっていたのではないかと思います。

今回のことにつきましては、是非その辺の機能強化につきまして、どこがどうだったのかということを検証しなければいけないのではないかと考えております。以後、こういうことがないように形で、是非頑張ってもらいたいと考えております。

間野委員

市全体としては児童支援専任を置いて、いじめの発見件数も増えて、細かな対応をしてきて、解決率も高まってきてはいるのですが、要は1件でも解決しないと、そこにはその子供も含めて、その人の人生がそこにあるということですから、統計的な数値を超えて、100%の解決を目指すという気持ちがやはり必要なのではないかと思います。

それと同時に、今この瞬間にもいろいろなところでいじめが更に発見されているわけですから、やはりスピードアップが大事だと思います。なるべく早く再発防止策を我々として提示して、学校に伝え、少しでも解決率を100%にしていく、そのための努力が必要ではないかと思います。よろしく願います。

宮内委員

今のお話、例えば西川さんから学校にいろいろなものをおろしていると、もしくは再発防止策を早く作って、いじめをなくさなければいけないという御発言があって、そのとおりののですが、私は、こういった問題というのは、上意下達で話をするものではないと思うのです。私の考えるガバナンスというのは、上意下達のためのガバナンスではなくて、コミュニケーションのためのガバナンス、現場と委員会、現場と事務所、また現場の中の横のコミュニケーション、これをどうやって改善していくか、これは永遠の課題です。

ということで、今回の再発防止策を議論するというのを単に検討委員会の仕事としてではなくて、教育現場の仕事として、永遠のテーマとして認識するということが大事なのではないかと思います。私は、これは精神論で申し上げているのです。この精神論こそ、この問題に対して一丸となって取り組む風土を作っていくのではないかと考えております。

岡田教育長

ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

報道機関の皆様、先ほど録音は御遠慮くださいということでお話しさせていただきました。お約束事ですので、よろしく願いいたします。

それから、今いろいろ御意見をいただきました。ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、いただいた御意見をしっかり受けとめて、再発防止委員会を進めていきたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

古橋総務課長

はい。ありがとうございました。

岡田教育長

では、次に、桜岡小学校の交通事故後の心のケア等について、所管課から御報告いたします。

出川南部学校教育事務所長

南部学校教育事務所の出川でございます。よろしく願います。

桜岡小学校の交通事故から1か月半がたちます。改めて亡くなられた児童の御家族の皆様にご心からお悔やみを申し上げますとともに、けがを負われた児童の一日も早い回復をお祈りしております。

お手元の資料に従いまして説明させていただきます。児童の支援、そして通学路の安全対策ということで、南部学校教育事務所を含め、委員会として取り組んでまいりました。

まず、心のケアについてですが、発生直後から教育委員会はスクールカウンセラーを学校に派遣し、児童、保護者、教職員のカウンセリングを実施してまいりました。

また、教育委員会は、教員が児童の心に寄り添う時間を持てるように、非常勤講師を加配、保健室支援員の非常勤講師も加配いたしました。

また、精神科医の派遣を行い、児童や職員の心のケアについてのアドバイスを実施しました。

今後もけがをした児童を含め、心のケアに必要な児童、保護者、教員などを注意深く見守って、必要に応じて人的支援を行っていききたいと思っております。

続きまして、通学路の見守り活動についてです。登校班については、発生直後から集合場所を変更し、事故現場を迂回するルートで登校しております。今後、学校は保護者と話し合いながら、通学路を最終的に決定していきたいと考えております。

また、事故後、保護者、地域ボランティア、教職員、区役所、警察による登下校の見守り活動を実施しました。これも引き続き保護者を中心として、関係機関も一緒に子供たちの登下校の見守りを実施していききたいと考えております。

また、通学路の安全対策についてでございます。現在までは、教育委員会から通知を出しまして、通学路の安全の確認、見守り活動の強化、子供たちに対する安全教育の徹底ということを行ってまいりました。

当該校では、11月11日に教職員が全通学路の点検を行い、危険箇所の対策について検討を開始しました。また、保護者に対してのアンケートを、11月17日に配布し、意見の集約を行っております。

今後も警察を中心とした関係機関の会議において、安全対策の改善を検討していききたいと思います。

また、当該校については、スクールゾーン対策協議会を今年度中に開催する予定になっております。今まで出てきたたくさんの御意見を検討して、今後の安全対策に生かす方向になっております。

教育委員会としましては、他局、関係機関と協力を行いながら、さらに安全対策に取り組み、子供たちの心のケアに全力を向けていききたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

西川委員

質問ではないのですが、意見としてお話をさせていただきたいと思っております。本当に大変なことで、関係者の方たちの心に痛い思いをさせていると思っております。私も実は現場を見に行きました。非常に狭いところで、ベルトは下に敷いてあるのですが、そこをバスが通り、車が通り、人が通りということで、非常に厳しい環境にあるところを通っていたということを改めて確認させてもらったのですけれども、例えば、あそこに人が立っていても、それを防ぐことができたのかと考えると、運転者側に課題があったのではないかと思います。どこでどうしたのかはあれなのですが、児童はしっかり歩いていたと思うのです。児童でなくても一般の方たちにもそういうことがあってはいけませんので、その辺の対応も警察も関係していらっしゃるみたいですから、お話をしていただけたら有り難いと思っております。

| | |
|------------------|--|
| 出川南部学校 教育事務所長 | そのように警察と連携を取りながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。 |
| 岡田教育長 | ほかにはいかがでしょうか。 |
| 今田委員 | 恐らく皆さんも同じ気持ちでおいでになると思います。本当に残念で悲しい事件だったので、ここに書いてあるように、所長もきつといろいろ御苦労されたのでしょうけれども、今後もこの取り決めに踏まえて、是非しっかりと対応していただきたいと、それだけです。どうぞよろしくお願い致します。 |
| 岡田教育長 | どうぞ。 |
| 長島委員 | 保護者では、毎年スクールゾーン対策協議会のバックも立ち上げて、本当にその地域をしっかりと見て、これでもか、これでもかという形で、土木であったりとか、警察に要望して、でも1年のうちに幾つその要望がかなうかと、各対策協議会が毎年練っている中でこういう事故が起きたので、保護者側が、自分たちはこれで良かったのだろうかという負い目のようなものを感じてしまったりするところもあるかと思っております。それは学校の職員であったり、立ち見守りしていただいている地域の方なども同じことだと思っておりますので、起きてしまったことに対して、そして今後ないようにするための心のケアを是非してあげていただけたらと思っております。多分、しっかりやってきたことなのにといいことだと思っておりますので、その辺をどうかよろしくお願い致します。 |
| 宮内委員 | 今、西川さんが言われたこと、長島さんが言われたことと共通するのですが、今回の事件で学校側とか、地域に落ち度というのはあったのでしょうか。反省すべきところがあったのかどうか、これを考えたいのです。 |
| 出川南部学校 教育事務所長 | あくまでも主観という形になりますが、子供たちの映像を見た部分も含めて、1列にしっかりと登下校で歩いていました。ですから、今回の子供たちに関しては、きちんと規則を守りながら登下校をしていたと私は思っております。 |
| 宮内委員 | ということは、1列に並んで登下校をするからいけないのではないかと、今のやり方が良かったのかどうかということをも根本的に検証すべきだと思っております。もう一つは、西川さんが言われるように、幾ら保護者が注意しよう、何をしよう、暴走する人には打つすべがないのです。これは規制でやるしかないのです。これは警察の仕事です。教育委員会としては、断固たる規制を求めることを要望すべきだろうと私は思っております。 |
| 岡田教育長 | それについては、横浜市としてきちんと要望しております。 |
| 長島委員 | 今1列という話が出たので、長くそういう子供たちのことに関わってきた中で、登校班を組んで登下校をするのが良いか、悪いかという議論があつて、このような登校班に車が突っ込んでしまった事故というのは過去にもありまして、そのたびにその地域、学校で行っているところがやめていったりとか、危ないからやめようと言ったりすることがありました。ただ、登校班を組むことには意味があつて、例えば、朝、なかなか学校に行きづらい子が、登校班が待っていてお兄 |

さんが迎えに来てくれるから行ける子も中にはいます。ですから、一概にはそのことで良い、悪いというのはなかなか決められないと思います。

そういう中で、やはり学校の置かれている地域の環境、このような町中を通らなければいけない、また、同じ学校でも、山のようなところを歩くところもあるわけですから、その辺の検証もやはりしっかりと教育委員会、もしくは教育事務所でしてほしいと思います。ずっと私が関わってきた中で、これが正解だというものはないと思うのです。なので、いかに起きないようにするかというのを、今、宮内さんがおっしゃったように、私たちは市として、教育委員会がどこにきちんと訴えていって、起こり得ないような状況をつくるか、環境をつくるかということをしかりと現場に伝えていただきたいと思います。一時のこういう事件で簡単にやめたり、継続したりするのではなく、そこの学校の環境をしかり押さえて、そこに何が必要かということを確認してほしいと思います。

宮内委員

全くそのとおりでと思います。ですから、私は一律の集団登校がいけないということを申し上げているのではなくて、今やっていることが良いのか、どうなのかということをしかりに検証するという姿勢が我々には大事なものであって、長島さんがおっしゃるように、これは統計学的に見たら良いのか、行動学的に見たら良いのか、経験的にもいろいろな切り口があると思います。

でも、大事なのは、こういった問題が起きたときに、防げなかったかもしれませんが、危険予知能力というか、予知本能というか、自分たちで判断しなければいけないわけです。やばい、というときにはやばさを感じるというか。そういうような訓練、あるルールに当てはめて、そうすれば安全だということではなくて、最終的にはルールを逸脱したほうが安全なときもあるかもしれません。

ですから、教育のねらいというのは、守らせることが教育ではなくて、最終的には危険を予知し、自分の安全を確認すること、他人に危害を加えないことという原則論の話です。ですから、そういうことを議論する良い機会にもなりますので、こういう痛ましい事故を、是非前向きな教育のテーマにしていきたいと思っております。

岡田教育長

ほかに御意見はいかがでしょうか。

まだまだ現場では子供たちの気持ちも不安定ですし、保護者の皆さんも子供の心のケアに一番心を砕いているところなので、そこはしっかりと対応していきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に議事日程に従い、請願等審査に移ります。11月24日付で受け付け、各委員に配付しております、受理番号24の要望書について、審査を行います。事務局から御説明いたします。

長谷川指導部長

指導部長の長谷川です。よろしく願いいたします。

肢体不自由特別支援学校の再編整備に関しまして、北綱島特別支援学校の存続を求める要望書が提出されております。所管課長から考え方について説明させていただきます。

小泉特別支援教育課長

特別支援教育課長の小泉でございます。よろしく願いいたします。それでは、受理番号24の要望書について説明させていただきます。

まず、北綱島特別支援学校に関する動きについて、簡単に御説明させていただきます。昨年9月に再編整備計画を公表して以来、北綱島特別支援学校の保護者

の方々から御意見をいただくとともに、署名付き請願書の提出を受け、本年1月の教育委員会定例会におきまして、回答の考え方を報告させていただきました。

その後、2月から3月にかけて、保護者との個別面談を実施、更に9月から11月にかけて、第2回の個別面談も実施させていただきました。希望される保護者の皆様と個別にお話をお伺いし、閉校後の分教室となった際の体制への不安や、閉校自体に反対する御意見など、多くの御意見をいただいております。

今後は、年明けの2月から3月にも第3回目となる個別面談を実施するなど、引き続き保護者の皆様の声を丁寧にお聞きしてまいりたいと考えております。

それでは、要望書に対する教育委員会の考え方について、説明させていただきます。

北綱島特別支援学校は、左近山特別支援学校（仮称）の開校に合わせて閉校となる予定です。しかし、様々な御事情で転校が著しく困難である在校生が安全に教育を受けられるよう、北綱島特別支援学校閉校後は上菅田特別支援学校の分教室とすることで、平成27年度時点の在校生が高等部を卒業するまでの間、存続してまいります。分教室の在り方については、引き続き保護者の皆様の個々の御事情を丁寧にお聞きしながら、現在と変わらない教育環境を維持できるよう検討してまいります。

また、北綱島特別支援学校周辺区域にお住まいの今後の就学予定者につきましては、県・市で連携協力体制のもと、県立養護学校及び市立の特別支援学校にて受け入れを行ってまいります。

以上が要望書に関する考え方となります。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。何度も議論してまいりましたが、今回の受理番号24の要望書につきましては、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認させていただきます。回答文については、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りいたします。教委第56号議案「横浜市立小学校における樹木の枝の落下による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は、事前に公開することにより議会の審議等に支障が生じる案件のため、教委第57号議案「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態への対処について」は、個人情報を含む案件のため、教委第58号議案及び教委第59号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第56号議案から教委第59号議案は、非公開といたします。議事日程に従いまして、教委第55号議案横浜市立図書館規則の一部改正について、所管課から説明いたします。

| | |
|----------|--|
| 山口中央図書館長 | <p>中央図書館長の山口でございます。 横浜市立図書館規則の一部改正についてお諮りいたします。 改正理由でございますが、1枚おめくりいただきまして、提案理由が裏面でございます。横浜市立図書館の相互利用の開始に伴い、図書館カードの交付を受けることができる者の範囲を変更するため、横浜市立図書館規則の一部を改正したので、提案させていただきます。 内容については、企画運営課長から説明いたします。</p> |
| 熊谷企画運営課長 | <p>中央図書館企画運営課長の熊谷です。 4ページをお開きください。新旧対照表で説明いたします。現行の登録手続は、第9条第2項でございます。「図書館カードの交付を受けることができる者は、本市内に居住し、又は勤務し、若しくは在学する者とする」と定めております。 今回の改正案では、第9条第2項に(2)を加えまして、図書館の相互利用の開始に伴う対象者の追加を行っております。「(2)本市との間で締結した図書館の相互利用に関する協定に基づき図書館資料の館外貸出しを受けられることとされている者」を加えるという改正内容となっております。 なお、次の5ページで相互利用についての補足説明をさせていただいております。イメージ図にありますとおり、この規則改正をもとに他都市との協定を結びますと、横浜市民は他都市の図書館から直接本を借りることができ、また他都市の市民は横浜市立図書館から直接本を借りることができるということになります。 説明は以上でございます。</p> |
| 岡田教育長 | <p>説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。特に御質問・御意見等がなければ、教委第55号議案につきましては、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。</p> |
| 各委員 | <p><了 承></p> |
| 岡田教育長 | <p>それでは、原案のとおり承認させていただきます。 以上で公開案件の審議が終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。 では、事務局から報告をお願いいたします。</p> |
| 古橋総務課長 | <p>事務局から報告いたします。 次回の教育委員会定例会は、1月6日金曜日の午前10時から開催する予定です。どうぞよろしく願いいたします。 以上でございます。</p> |
| 岡田教育長 | <p>それでは、次回の教育委員会定例会は1月6日金曜日の午前10時から開会する予定です。別途、通知しますので御確認ください。 次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の皆様、記者の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。 <div style="text-align: center;"><傍聴人及び関係者以外退出></div> </p> |

<非公開案件審議>

教委第56号議案「横浜市立小学校における樹木の枝の落下による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第57号議案「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態への対処について」

(原案のとおり承認)

教委第58号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第59号議案「教職員の人事について」所管課から説明いたします。

(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時50分]